

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	1 氏 名 2 所 属 環境政策局北部クリーンセンター 3 年齢・性別 60歳・男性 4 職位・職種 主任・構内管理員
処 分 日	令和6年12月6日
処 分 内 容	免職
事 案 概 要	被処分者は、令和5年11月16日午前7時50分頃、北部クリーンセンターにおいて、自ら持ち込んだ刃物を用いて、同僚職員を刺した。 被処分者は、本市職員による事情聴取において、上記が事実であることを認めた。
備 考	被処分者は、令和5年11月16日、殺人未遂の容疑で逮捕され、令和6年3月29日、京都地方検察庁から殺人未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反で起訴された。